

## 地産地消 SAF サプライチェーン構築プロジェクト推進事業実施委託業務 仕様書

### 1 業務名

地産地消 SAF サプライチェーン構築プロジェクト推進事業実施委託業務

### 2 業務の目的

本県の航空分野における CO2 排出量削減を図るため、企業や市町村等が連携し、原料となる廃食用油等の回収から SAF の製造、供給、利用まで含めたこの地域での SAF サプライチェーンの構築を目指すため、あいちカーボンニュートラル戦略会議で採択された「地産地消 SAF サプライチェーン構築プロジェクト」をはじめ、県内において官民が実施するサプライチェーン構築に資する取組等を支援する。

### 3 業務内容

以下の（１）～（４）の業務について、県及び「地産地消 SAF サプライチェーン構築プロジェクト」の提案企業（以下「提案企業」という。）と協議しながら実施するものとする。

※ 業務内容の詳細は、企画提案書を踏まえ、県及び提案企業と事前に協議の上、決定する。

#### （１）協議会運営支援

2025 年 8 月に設立した「あいち地産地消 SAF サプライチェーン推進協議会」（以下「協議会」という。）を運営する。

また、継続的に市町村・企業等へ協議会参画を呼び掛けるとともに、サプライチェーン構築に向けた取組に関する課題抽出、問題解決につなげるため、協議会メンバーへのヒアリング調査を実施する。

- ・会議（２回、2026 年 6 月及び 2027 年 2 月を別途）の準備及び当日運営（会場手配等含む。オンラインを含むハイブリッド開催とする。）
- ・以下（２）及び（３）に係る検討作業を行うワーキンググループの設置及び運営
- ・協議会参画及び理解促進に資する広報の実施
- ・協議会メンバーへのヒアリング調査の実施

#### （２）廃食用油等原料回収スキーム構築

一般家庭等からの廃食用油回収に向けて、2025 年度に本事業にて策定した「廃食用油回収推進のためのガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）を参考にしたモデル事業を実施し、より効果的な回収スキームに向けた検証を行うとともに、モデル事業拡大に向け、その結果を検証し取りまとめる。また、他の原料からの SAF 製造についての可能性を検討する。

#### ア モデル事業の実施

- ・自治体や事業者等と連携し、ガイドブックを参考にした一般家庭から排出される廃食用油回収促進に資するモデル事業（2事業）を実施する。
- ・モデル事業実施にあたってはインセンティブ付与等を活用した効果的な回収スキームを検討すること。
- ・モデル事業の実施結果やそれに基づく検証内容を取りまとめるとともに、必要に応じガイドブックを更新する。

#### イ 県民向けPR事業の実施

モデル事業や協議会メンバー実施事業等と連携し、SAFの認知度向上や廃食用油回収促進に資するPR事業（3回程度）を実施する。

#### ウ 他原料からのSAF製造の実現可能性調査・検討

廃食用油以外の原料によるSAF製造について、県内における実現可能性を調査し、導入に向けた取組等を検討する。

#### エ その他、必要に応じ、愛知県と協議の上、廃食用油等原料回収を促進する取組を実施する。

### (3) SAFグレード認証制度設計・創設

2025年度に認証制度ワーキンググループにおいて検討された内容を踏まえ、SAFグレード認証制度の実証ベースの運用を行い、検証を行うとともに、具体の認証制度設計に向けた検討を進める。

#### ア トレーサビリティの実証及び検証

- ・提案企業と連携し、関係事業者の同意のもと、廃食用油の回収から製造、利用等をトレースするトレーサビリティシステム(廃食用油収集アプリ等の活用を含む。)を想定したトレーサビリティの実証及び検証を行う。
- ・実証結果等を踏まえ、認証制度の実効性等を検証する。

#### イ 環境価値取引システムの開発検討

- ・トレーサビリティの実証状況を踏まえ、SAF サプライチェーンにおけるscope 3も含めた環境価値取引やインセンティブ付与等に係る仕組みを既存のシステムとの連携等も踏まえ、検討を行う。

#### ウ 認証制度の設計検討

- ・2025年度に検討された「地産地消 SAF」の定義や価値化についての整理を進め、認証制度の創設に向けた検討を進める。

#### エ その他、必要に応じ、愛知県と協議の上、トレーサビリティシステムを活用したサプライチェーン構築に資する取組を実施する。

#### (4) その他

- ・ いずれの事業も以下の URL を参照し、2025 年度の活動・検討内容や協議会第 2 回会議での報告事項を踏まえ、実施すること。  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jisedai/saf-conference.html>
- ・ 事業の進捗管理等のため、提案企業及び県担当者と月 1 回以上のミーティングを実施すること。
- ・ プロジェクトを推進する上で、次年度以降に必要な調査・検討事項や、県からの支援メニューに関して検討すること。
- ・ 環境省や経済産業省等の国の補助金の獲得に向けた情報収集や申請支援を行うこと。
- ・ 国の SAF に係る調査・検討、実証事業の状況について、情報収集及び取りまとめを行うこと。
- ・ 他地域における国内外の SAF 製造プロジェクトの最新情報をとりまとめ、各プロジェクトにおけるサプライチェーンの構造分析等を行うこと。
- ・ 事業の実施にあたっては、県と密接に連携して取り組むこと。

#### 4 業務実施計画書の作成

本業務について、年度内に達成する成果を関係者で共有するとともに、業務を円滑に進めるため、契約締結後速やかに業務実施計画書を作成し、本県の承認を受けるとともに、提案企業と調整の上、本計画書に基づき、業務を進めるものとする。

#### 5 業務の委託期間

契約日から 2027 年 3 月 26 日（金）まで

#### 6 成果物の提出

本業務の成果物として以下を取りまとめて提出すること。

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| (1) 報告書（A4 判簡易製本、A3 判の折込可） | 印刷物 3 部 |
| (2) 上記（1）の原稿一式（電子データ）※     | 電子媒体 一式 |

※ 電子データには、報告書の印刷原稿の他、本業務の実施にあたり収集・作成した各種資料、図表・グラフ等のバックデータも格納すること。また、保存するデータ形式は、県が再利用できるものとする。

#### 7 提出場所

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課

## 8 委託業務にあたっての留意点

- (1) この仕様書に定めるもののほか業務の詳細については、受託者の企画提案書のとおりとする。ただし、県と協議の上、内容を変更する場合はこの限りではない。
- (2) 受託者は、業務の開始から終了までの間、業務を総括する責任者を1名配置し、事業の円滑な実施のため、定期的に県と連絡調整するとともに、打合せを行うこと。打合せを実施した場合には、その記録を作成し、速やかに提出、確認を受けること。
- (3) 受託者は、事業の実施・管理運営に際し、県やその他の関係者との連携・調整を行うこと。
- (4) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (5) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (6) 成果物はすべて県の所有物とし、許可なく他に利用又は貸与等を行ってはならない。
- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする。）。
- (8) 本業務に係る実地監査等が行われる際、受託者は協力すること。
- (9) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (10) 受託者は、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じて何時でも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (11) この仕様書に定めのない事項や疑義を生じた事項については、必要に応じて県と協議して決めるものとする。